

- 総務課 ☎ 43-1111
- ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>
- facebook <https://www.facebook.com/sembokucity>
- 角館地域センター(サポートセンター) ☎ 43-3309
- 田沢湖地域センター(サポートセンター) ☎ 43-1147

- 田沢出張所(サポートセンター) ☎ 43-1351
- 神代出張所(サポートセンター) ☎ 43-1352
- 西木地域センター(サポートセンター) ☎ 43-2200
- 椛木内出張所(サポートセンター) ☎ 48-2001
- 上椛木内出張所(サポートセンター) ☎ 49-2159

平成27年度軽自動車税の税額について

原動機付き自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・一輪の小型自動車・雪上車にかかる軽自動車税について、平成27年度から新税額が適用される予定でしたが、税制改正により1年延期となり、平成28年度から新税額が適用されることになりました。

額の詳細については、軽自動車税納税通知書に同封されるお知らせまたは仙北市ホームページをご覧ください。

平成27年度軽自動車税納税通知書は5月上旬に発送する予定です。

●問合せ/事務課(田沢湖庁舎)
☎(43) 11117

●平成27年度の各車種の軽自動車税額

車種	区分	平成27年度税額	
原動機付き自転車	50cc以下	1,000円	
	50cc超90cc以下	1,200円	
	90cc超125cc以下	1,600円	
	ミニカー125cc以下	2,500円	
軽自動車	二輪のもの(125cc超250cc以下)	2,400円	
		三輪のもの	3,100円
	四輪以上のもの	乗用(自家用)	7,200円
		乗用(営業用)	5,500円
		貨物(自家用)	4,000円
		貨物(営業用)	3,000円
	雪上車	2,400円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	
	特殊作業用	4,700円	
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	
トレーラー		2,400円	

議会報告会と意見交換会を開催します

議会では「議会だより」の概略を報告し、皆様から「地域の要望」をお聞きしながら意見交換会を計画しています。

どこの会場へご参加いただいても結構ですので、お誘い合わせのうえ、お気軽に、ご参加ください。

※いずれも19時からの開催です。

日程	会場	参加議員
5月7日(木)	田沢交流センター	・八柳良太郎・伊藤邦彦
5月8日(金)	白岩集落センター	・安藤武 ・黒沢龍己
5月9日(土)	雲沢集落センター	・熊谷一夫・佐藤大成
5月7日(木)	田沢湖開発センター	・阿部則比古・平岡裕子
5月8日(金)	角館交流センター	・小林幸悦・荒木田俊一
5月9日(土)	紙風船館	・田口寿宜・高橋豪
5月7日(木)	神代就業改善センター	・稲田修 ・高久昭二
5月8日(金)	中川集落センター	・真崎寿浩・小田嶋忠
5月9日(土)	西木公民館	・大石温基・門脇民夫

仙北市浄化槽設置整備事業補助金が変更になりました

新年度から浄化槽設置整備事業の補助金が変わりました。4月以降の浄化槽設置整備事業の申請には下記の表のとおり、新しい補助金限度額(入槽区分)で交付します。



入槽区分	限度額
5人槽	40万2,000円
6~7人槽	49万1,000円
8~10人槽	63万8,000円

●問合せ/下水道課(西木庁舎) ☎(43) 2296

企業局からのお知らせ

《メーター検針を再開します》

5月より、田沢湖・西木地区で冬期間休止していた水道メーター検針を再開します。メーターやその周辺の雪囲いをされている方は、あらかじめ取り外してくださるようお願いいたします。

水道メーター検針に関するお問い合わせは、企業局水道お客様センターまでお願いします。

《水道の届出はお済みですか?》

水道を新たに使用する際や転居等により水道を中止する際は水道使用異動届の提出が必要です。特に、転居する際に届出を忘れる方が多くなっています。届出がなければ、水道を使用していなくても、水道料金が発生することがありますので、十分ご注意ください。

●問合せ/水道お客様センター(角館町小勝田鶴ノ崎) ☎(42) 8022

市営住宅入居者募集

●募集期間/5月1日(金)~20日(日)

●募集住宅/

- 【ニュータウン塚野腰16・西築12年】
- 【ニュータウン塚野腰18・東築12年】
- 住所/西木町小淵野字西田124
- 規格/3LDK
- 階数/2階2戸建
- 月額家賃/2万1200円から(所得額による)
- 月額駐車料金/10200円
- 【公園南団地3・2(築29年)】
- 住所/田沢湖生保内字武蔵野
- 規格/集合住宅2LDK
- 階数/3階建の3階
- 月額家賃/2万1200円から(所得額による)
- 月額駐車料金/駐車料なし

●【松葉住宅東・201(築11年)】

- 住所/西木町椛木内字松葉278・2
- 規格/集合住宅2LDK
- 階数/2階建の2階
- 月額家賃/3万5000円(駐車料金1台分含む)
- 月額駐車料金/10200円(2台目より)

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります。(抽選日から10日以内)

※暖房器具は、湿気防止の為、屋外給排気式(F.F式等)または電気ストーブを使用。

※申込は1世帯1戸限りです。

- 入居資格/次の①~⑤までの条件にすべてあてはまること
- ①現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予約者を含む)
- ②入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下(松葉住宅は所得制限なし)
- ③現に住宅に困窮していることが明らかなる者
- ④市税を滞納していない者
- ⑤暴力団員でないこと

※単身入居の場合は、条件がありますのでお問い合わせください。(昭和31年4月1日以前に生まれた方は申込可能等)

※市外在住の方でも入居可能です。※不明な点がありましたら事前に都市整備課へご連絡ください。

- 申込方法/申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください。(当

日必着)

●提出先/申込書設置場所/都市整備課(西木庁舎、田沢湖・角館地域センター)

- 添付書類/
- ①入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの各1通(学生は除く)
- ②入居希望者全員の平成26年度市県民税課税証明書各1通(所得・控除・年税額の記載のあるもの)
- ③入居希望者の世帯の住民票謄本1通(省略事項のないもの・婚姻予定等は各1通)
- ④生活保護受給者は、生活保護受給証明書 1通
- ⑤単身入居者は、戸籍謄本 1通(単身であることが確認できるもの)
- ⑥その他特別な事由の書類

※いずれも市役所窓口で発行しています。(手数料が掛かります)

- 選考方法/応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選(申込人によるくじ引き)を行います。
- 抽選日時/5月27日(日) 14時
- 抽選場所/西木庁舎 開発センター2階 農林研修室
- 問合せ/都市整備課 住宅公園係(西木庁舎) ☎(43) 2295

Q&A

Q1 軽減期間中に就職して社会保険に入ったときはどうなりますか？

A1 職場の健康保険に加入した場合は軽減措置は終了します。なお、職場の健康保険に加入したときは国保を抜ける手続きが必要ですので、必要なものを持参して市民生活課（角館庁舎）、田沢湖・西木地域センター、仙北市役所各出張所にて手続きをお願いします。

Q2 軽減期間中に就職して社会保険に入りましたが、また失業して国保に加入した場合の軽減措置はどうなりますか？

A2 再就職等によって国保に再加入したときがまだ軽減期間内であれば、残りの軽減期間に係る国民健康保険税が軽減されます。軽減期間の満了後に国保に再加入した場合はこの軽減措置は適用されません。ただし、再就職の際に新たな雇用保険受給資格が発生した場合は軽減期間の再判定がされますので、国保加入手続きの際に雇用保険受給資格者証をご提示ください。

Q3 軽減期間中に他市町村に転出して、転出先で国保に加入したときは軽減措置は続くのですか？

A3 転出先の国保においても国民健康保険税の軽減措置の対象となりますが、転出先の市町村で新たに国保に加入する際に、雇用保険受給資格者証をご提示ください。

●問合せ／税務課 市民税係
（田沢湖庁舎） ☎ 43-1117

- 対象となる方／次の全ての条件を満たす方が対象となります。
- ① 平成21年3月31日以降に離職された方
- ② 離職日時点で65歳未満の方
- ③ 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）また

国民健康保険には、倒産や解雇により離職されたなど一定の要件を満たす方について、国民健康保険税の算定に用いる所得のうち、給与所得を100分の30に減額して負担を軽減する制度があります。対象となるのは離職した本人のみで、給与所得以外は軽減されません。

※特定受給資格者または特定理由離職者は、雇用保険受給資格者証中、離職理由の番号（コード）で確認できます。

◎ 特定受給資格者理由コード：11、12、21、22、31、32

◎ 特定理由離職者理由コード：23、33、34

※雇用保険受給資格者証はハローワークで発行しています。

※雇用保険受給資格者証に右記の理由コード番号が記載されている方が対象となります。ただし、雇用保険の特例受給資格者（短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける人）と高齢受給資格者（65歳以上の離職に対する一時金の給付を受ける人）は、軽減措置の対象とはなりませんので確認してください。

- 対象となる方／次の全ての条件を満たす方が対象となります。
- ① 雇用保険受給資格者証（紛失・滅失された方は、ハローワークにて再交付を受けてください。）
- ② 失業者本人の国民健康保険被保険者証
- ③ 世帯主の印鑑（認め印でも可）（届出者が世帯主となるため）

離職日	軽減対象年度（最大）
平成21年3月31日～平成22年3月30日	平成22年度
平成22年3月31日～平成23年3月30日	平成22年度・平成23年度
平成23年3月31日～平成24年3月30日	平成23年度・平成24年度
平成24年3月31日～平成25年3月30日	平成24年度・平成25年度
平成25年3月31日～平成26年3月30日	平成25年度・平成26年度
平成26年3月31日～平成27年3月30日	平成26年度・平成27年度
平成27年3月31日～平成28年3月30日	平成27年度・平成28年度

倒産や解雇などにより離職された方へ
非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減制度のお知らせ

- 総務課 ☎ 43-1111
ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>
facebook <https://www.facebook.com/sembokucity>
- 角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309
- 田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1147

- 田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351
- 神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352
- 西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200
- 桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001
- 上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

障がい者雇用対策
仙北市臨時職員を募集します

市では、障がい者の職場づくり推進事業の一環として、臨時職員を募集します。

- 資格要件／
- ◎ 障害者手帳等（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳ほか指定機関の判定書）の交付を受けている者
- ◎ 自力により通勤ができ、介助者なしに職務の遂行が可能なる者
- 就業場所／会計課（田沢湖生保内字宮ノ後30 田沢湖庁舎1階）
- 職務内容／書類・伝票等の整理・伝票計算、パソコンによる文書・様式の作成など
- 募集人数／1人
- 募集業種／事務補助員
- 雇用予定期間／6月1日から9月30日まで ※更新する場合有り
- 募集期間／5月7日（金）～13日（木）
- 面接日時・会場／5月21日（木）田沢湖公民館 ※時間については応募者に通知します。
- 申込方法／ハローワークからの紹介状（ハローワークで交付）と履歴書および障害者手帳等の写しを、最寄りの地域センターまたは出張所へ5月13日17時まで持参してください。
- ※郵送では受け付けません。
- 選考方法／面接によって選考
- 問合せ／総務課（田沢湖庁舎） ☎（43）1111



子育て推進課法人化準備室臨時職員を募集します

- 職務内容／市立認定こども園の法人化準備に関する事務補助
- 就業場所／仙北市役所西木庁舎福祉事務所内法人化準備室
- 募集人数／1人
- 資格要件／パソコン操作が可能
- 雇用期間／6月1日～11月30日（土・日・祝日・年末年始除く）
- 勤務時間／8時30分～17時15分
- 準備状況により勤務場所が市内の他地域に移動する場合があります。
- 募集期間／5月15日（金）まで
- 申込方法／ハローワークからの紹介状と履歴書を法人化準備室に持参してください。
- 選考方法／面接によって選考
- 問合せ／子育て推進課法人化準備室（西木庁舎） ☎（43）2280

仙北市臨時職員（保育士）を募集します

- 職務内容／保育業務全般に従事
- 就業場所／田沢湖地区認定こども園、角館地区保育園
- 給与／15万1200円（給与）
- 待遇／社会保険、通勤手当有
- 募集要件／保育士資格有
- 雇用期間／9月30日まで（契約更新の可能性あり）
- 勤務時間／7時30分～18時30分
- のうち原則7時間45分（要相談）
- 申込方法／ハローワークからの紹介状と履歴書を子育て推進課へ持参してください。（郵送可）
- 選考方法／面接によって選考
- ハローワークに求人票を公開しています。
- 問合せ／子育て推進課（西木庁舎） ☎（43）2280

市立角館総合病院

『看護の日』フェア!

看護の日にちなみ、フェアを開催します。

日時：5月21日(木) 9:00～12:00

場所：病院フロント前

- ◆ 血圧測定 ◆ 体脂肪測定 ◆ 健康相談
- ◆ 正しい手洗いを学ぼう (10時～限定10人)
- ◆ お花 (ポット入り) 等のプレゼント

無料ですので
お気軽に
訪れてください

問合せ：市立角館総合病院 ☎ 54-2111

大曲仙北歯科医師会 5月の休日歯科診療当番医

- 3日 船木歯科医院 (大仙市大曲) ☎ 0187-63-0027
- 10日 佐藤歯科医院 (角館町下岩瀬町) ☎ 53-2944
- 17日 富岡歯科医院 (大仙市太田町) ☎ 0187-88-1123
- 24日 富永歯科医院 (美郷町六郷) ☎ 0187-84-0123
- 31日 タケダ歯科クリニック (大仙市飯田) ☎ 0187-62-6480

語って、笑って、
ホッと一息

えがおサロン

お茶やコーヒーを飲んで語って
ホットとするスペースです。申し込み
はいりません。時間内都合の良い時
間にお立ち寄りください。

- ◆ 日時 / 5月13日 木・6月3日 木
13:00～16:00
- ◆ 内容 / 笑いヨガ。ゲームで楽しく
体を動かす。血圧測定やお茶を飲
みながら語る時間など。
(5月13日) 手話で“ふるさと”
をうたいましょう。
- ◆ 費用 / 100円/回 (お茶代)
- ◆ 場所 / 健康増進センター交流プラザ
(田沢湖)
- ◆ 主催 / えくぼの会 (代表小松龍子)
- ◆ 問合せ / 仙北市保健課 成人保健係
☎ 55-1112

だれかに話をする
と安心する

傾聴ボランティア えくぼの会

心に溜まったことや、気になるこ
と、心配な事、話してみませんか。『え
くぼの会』会員が、ゆっくりお茶を
飲みながら一緒に考えていきます。

- ◆ 日時 / 5月20日 木 10:00～14:00
※時間内の都合のよい時に気軽に訪れ
てください。
- ◆ 場所 / 角館交流センター相談室
- ◆ 問合せ / 仙北市保健課 成人保健係
☎ 55-1112

あなたの話を
聴いてくれる人がいる

こころの相談

「辛い、苦しい、不安、眠れない」
などや、ひきこもりのこと、家族のこ
と、あなたのこと、ひとりで悩まない
で臨床心理士に話をしてみましょう。

- ◆ 場所・日程 /
- 角館交流センター相談室
5月13日 木・26日 木
- 健康増進センター相談室
(田沢湖) 5月20日 木
- ◆ スタッフ / 臨床心理士
- ◆ 相談方法 / 面談 (要予約)
- ◆ 申込・問合せ / 仙北市保健課
成人保健係 ☎ 55-1112

笑いヨガで仲間との交流
プラス健康度アップ!

笑いの会

笑いは、おなかや胸の筋肉を動かして
酸素を体内に取り込むことで、血行
促進や免疫効果があると言われていま
す。仲間と一緒に笑いの効果を実感し
ましょう。申し込みはいりません。

- ◆ 日程 / 5月22日 木・6月19日 木
《講師》保健師
- ◆ 内容 / 笑いヨガ・ゲーム・軽体操など
- ◆ 場所 / 健康管理センター (角館)
- ◆ 受付 / 9:40～10:00
終了時間 (予定) 11:30
- ◆ 問合せ / 仙北市保健課 成人保健係
☎ 55-1112

ご自身やご家族の依存症問題で悩んでいませんか

大仙アデクション問題を考える会

依存症で悩んでいる本人だけでなく、かかわっている家族の方々や依存症に関心のある方が、集って話し合うことで回復のヒントなどを考えて同じ悩みの解消につなげる会です。予約は要りません。匿名参加OK。

- ◆ 日程 / 毎月第4水曜日
※祭日時は変更あり (5月27日、6月24日、7月22日、8月26日、9月30日)
- ◆ 時間 / 19:00～20:30
- ◆ 参加費 / 200円
- ◆ 場所 / 大仙市大曲交流センター 2階和室
- ◆ 世話人代表 / 熊澤 (秋田大学医学部保健学科内)
- ◆ 問合せ / 加賀谷 ☎ 090-7937-4466 (16:00～19:00の間)

- 総務課 ☎ 43-1111
ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>
facebook <https://www.facebook.com/sembokucity>
- 角館地域センター (サポートセンター) ☎ 43-3309
- 田沢湖地域センター (サポートセンター) ☎ 43-1147

- 田沢出張所 (サポートセンター) ☎ 43-1351
- 神代出張所 (サポートセンター) ☎ 43-1352
- 西木地域センター (サポートセンター) ☎ 43-2200
- 桧木内出張所 (サポートセンター) ☎ 48-2001
- 上桧木内出張所 (サポートセンター) ☎ 49-2159



平成28年1月から、マイナン
バーは社会保障・税・災害対策
の行政手続きで利用します

◎ 年金、雇用保険、医療保険の手續、
生活保護や福祉の給付、確定申
告などの税の手續など、法律で
定められた事務に限って、マイ
ナンバーが利用されます。

◎ 民間事業者でも、社会保障、源
泉徴収事務などの法律で定めら
れた範囲に限り、マイナンバー
を取り扱います。

◎ 市区町村から、住民票の住所に
通知カードが送付されます。

◎ 通知カードを受け取られた方は、
同封された申請書を郵送するこ
と等により、市区町村の窓口で
「個人番号カード」の交付を受け
ることができます。

平成27年10月から国民の皆さま
一人一人に12桁のマイナンバー
(個人番号) が通知されます

◎ 行政機関や地方公共団体などで
様々な情報の照合や入力などに
要している時間や労力が大幅に
削減されるとともに、より正確
に行えるようになります。

◎ 添付書類の削減など、行政手續
が簡素化され、負担が軽減され
ます。情報提供等記録開示シス
テムによる情報の確認や提供な
どのサービスを利用できます。

◎ 所得や他の行政サービスの受給
状況を把握しやすくなり、脱税
や不正受給などを防止するとと
もに、本当に困っている方にき
め細かな支援を行います。

マイナンバーは、行政を効率
化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する
社会基盤です



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー制度のお問い合わせ

0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

平日 9:30～17:30 (土日祝日・年末年始除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
050-3816-9405 におかけください。

担当 企画政策課 (田沢湖庁舎) ☎ 43-1112

マイナンバーのホームページ：
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

◎ 他人のマイナンバーを不正に入
手したり、正当な理由なく提供
したりすると、処罰されること
があります。

◎ マイナンバーと結びついた個人
情報を保護するため、様々な対
策を講じます。

法律で定められた目的以外で
マイナンバーを利用したり、
他人に提供したりすることは
できません

社会保障・税番号制度《マイナンバー》についてお知らせします